

（委任）

第 6 2 条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

【解釈及び運用】

本条は、この条例の実施手続き等その施行細目について、管理者への委任を規定したものである。

「**施行について必要な事項**」とは、規則で定めている事項等を指すものである。